

第18期 定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

MS&AD インシュアランスグループ ホールディングス株式会社

## < 目 次 >

	(ページ)
[事業報告]	
・ 保険持株会社の現況に関する事項	1
・ 会社役員に関する事項	3
・ 社外役員に関する事項	4
・ 株式に関する事項	6
・ 新株予約権等に関する事項	7
・ 会計監査人に関する事項	9
・ 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	9
・ 業務の適正を確保するための体制	10
・ 特定完全子会社に関する事項	15
・ 親会社等との間の取引に関する事項	15
・ 会計参与に関する事項	15
・ その他	15
[連結計算書類]	
・ 連結貸借対照表	16
・ 連結損益計算書	17
・ 連結株主資本等変動計算書	18
・ 連結注記表	19
[計算書類]	
・ 貸借対照表	32
・ 損益計算書	33
・ 株主資本等変動計算書	34
・ 個別注記表	35
[連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本]	38
[計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本]	40
[監査等委員会監査報告書謄本]	42

当社ウェブサイト ([https://www.ms-ad-hd.com/ja/ir/ir\\_event/meeting.html](https://www.ms-ad-hd.com/ja/ir/ir_event/meeting.html)) に掲載することにより、株主の皆さまに提供させていただいているものであり、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

# [事業報告]

## 保険持株会社の現況に関する事項

### (1) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

#### イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
経 常 収 益	5,250,794	6,572,889	6,660,813	7,653,030
経 常 利 益	292,262	416,440	928,989	1,120,230
親会社株主に帰属する当期純利益	211,006	369,266	691,657	787,339
包 括 利 益	△25,734	1,527,696	△17,284	1,219,940
純 資 産 額	3,139,501	4,513,562	4,052,835	4,825,140
総 資 産	24,349,984	26,960,207	26,241,298	28,640,815

(注) 海外の子法人等の一部において2023年度からIFRS第17号を適用しており、2022年度についてもこれを遡及適用した数値を記載しています。

#### ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当期)
営業収益	百万円 179,756	百万円 151,407	百万円 426,705	百万円 412,193
受取配当金	179,589	151,295	426,608	411,925
保険業を営む子会社等	177,550	148,427	423,853	411,925
その他の子会社等	2,038	2,868	2,754	—
当期純利益	174,315	146,111	416,496	440,800
1株当たり当期純利益	107円75銭	91円62銭	267円96銭	295円76銭
総資産	百万円 1,687,398	百万円 1,706,225	百万円 1,694,770	百万円 1,752,747
保険業を営む子会社等株式等	1,425,216	1,425,216	1,420,744	1,430,744
その他の子会社等株式等	54,003	70,100	79,601	60,667

(注) 当社は2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。2022年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。

### (2) 企業集団の主要な事務所の状況

会 社 名	事務所名	所 在 地	設置年月日
(保険持株会社) MS & ADインシュアランス グループホールディングス株式会社	本社	東京都中央区新川二丁目27番2号	2014年10月1日
(国内損害保険事業) 三井住友海上火災保険株式会社	本社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	2013年10月1日
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2001年4月1日
三井ダイレクト損害保険株式会社	本社	東京都文京区後楽二丁目5番1号	2021年1月4日
(国内生命保険事業) 三井住友海上あいおい生命保険 株式会社	本社	東京都中央区新川二丁目27番2号	2014年10月1日
三井住友海上プライマリー 生命保険株式会社	本社	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	2008年5月1日

### (3) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減(△)
	名	名	名
(保険持株会社)			
MS & ADインシュアランスグループ ホールディングス株式会社	453	478	25
(国内損害保険事業)			
三井住友海上火災保険株式会社	12,093	12,731	638
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11,977	12,515	538
三井ダイレクト損害保険株式会社	523	514	△9
(国内生命保険事業)			
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	2,441	2,486	45
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	407	418	11
(海外事業)			
海外保険子会社	9,859	10,103	244
その他	494	501	7

(注) 使用人の数は就業人員の数であり、執行役員を含んでいません。

### (4) 企業集団の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

### (5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 会社役員に関する事項

### (1) 責任限定契約・補償契約

#### イ 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要等
(社外取締役（監査等委員であるものを除く。)) 飛松 純一                      鈴木 純 ロッシェル・カップ          岡島 敦子 石渡 明美 (社外取締役（監査等委員)) 國井 泰成                      村山 由香里	当社は各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額となります。

#### ロ 補償契約

該当事項はありません。

### (2) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社及び主要な子会社等の取締役、監査役及び執行役員等	当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。被保険者は保険料を負担していません。被保険者が、その職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しています。

## 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の兼職につきましては、「会社役員に関する事項」の「会社役員の状況」に記載のとおりです。  
 國井泰成氏の兼職先である住友商事株式会社は当社の株主です。その他の兼職先と当社間に特別の関係はありません。

### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
飛松 純一 (社外取締役)	7年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しています。	<p>取締役会等において主に弁護士として海外を含む企業法務全般に関する豊富な知見や経験に基づき、会社から独立した立場で専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしています。</p> <p>取締役会へ提言を行うガバナンス委員会では、委員長としてコーポレートガバナンスに関する知見を活かし必要な助言を行い、当社の企業価値の向上に寄与しています。また、取締役会の内部委員会である人事委員会及び報酬委員会の委員として、役員の人事や報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しています。</p>
ロッシェル・カップ (社外取締役)	5年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しています。	<p>取締役会等において主に異文化コミュニケーションに関する豊富な知見や日本及び海外における経営コンサルタントとしての経験に基づき、会社から独立した立場で経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしています。</p> <p>取締役会の内部委員会である人事委員会では、委員長として役員人事の審議に携わるとともに、報酬委員会では委員として役員報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しています。</p>
石渡 明美 (社外取締役)	3年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回すべてに出席しています。	<p>取締役会等において主にサステナビリティに関する豊富な知見や経験に基づき、会社から独立した立場で消費者目線での助言や、経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしています。</p> <p>取締役会へ提言を行うガバナンス委員会では、委員としてコーポレートガバナンスに関する知見を活かし必要な助言を行い、当社の企業価値の向上に寄与しています。また、取締役会の内部委員会である人事委員会及び報酬委員会の委員として、役員の人事や報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しています。</p>
鈴木 純 (社外取締役)	2年9か月	当事業年度中に開催の取締役会12回のうち11回に出席しています。	<p>取締役会等において主に大企業での企業経営者としての豊富な知見や経験に基づき、会社から独立した立場で経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしています。</p> <p>取締役会へ提言を行うガバナンス委員会では、委員としてコーポレートガバナンスに関する知見を活かし必要な助言を行い、当社の企業価値の向上に寄与しています。また、取締役会の内部委員会である人事委員会及び報酬委員会の委員として、役員の人事や報酬の審議に携わり、当社の企業価値やコーポレートガバナンスの向上に寄与しています。</p>

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
岡島 敦子 (社外取締役)	9か月	取締役就任日以降に開催の取締役会10回すべてに出席しています。	取締役会等において主に行政に関する豊富な知見や経験に基づき、会社から独立した立場で専門的な観点から経営の監督と経営全般への助言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を果たしています。 取締役会へ提言を行うガバナンス委員会では、委員としてコーポレートガバナンスに関する知見を活かし必要な助言を行い、当社の企業価値の向上に寄与しています。
國井 泰成 (社外取締役(監査等委員))	1年9か月 (社外監査役としての在任期間1年を含む。)	当事業年度中に開催の取締役会12回すべて、監査役会3回すべて、監査等委員会9回すべてに出席しています。	取締役会、監査役会、監査等委員会において主に公認会計士としての会計及び監査に関する豊富な知見や監査法人の包括代表としての経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査・監督機能を果たしています。
村山 由香里 (社外取締役(監査等委員))	9か月	監査等委員就任日以降に開催の取締役会10回すべて、監査等委員会9回すべてに出席しています。	取締役会、監査等委員会において主に弁護士としての豊富な知見及び経験に基づいた発言や提言等を適宜行うことにより経営の監査・監督機能を果たしています。

(注) 各氏の在任期間は、就任日から2026年3月31日までの期間です。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	10名	125	—

- (注) 1. 支給人数には、当事業年度中に退任した社外役員3名を含んでいます。  
2. 保険持株会社からの報酬等には、当事業年度中に退任した社外役員3名に対する報酬等を含んでいます。  
3. 保険持株会社からの報酬等の内訳は、社外取締役118百万円、社外監査役7百万円です。

### (4) 社外役員の意見

「社外役員に関する事項」(1)から(3)の内容に対する社外役員の意見はありません。

## 株式に関する事項

### (1) 株式数

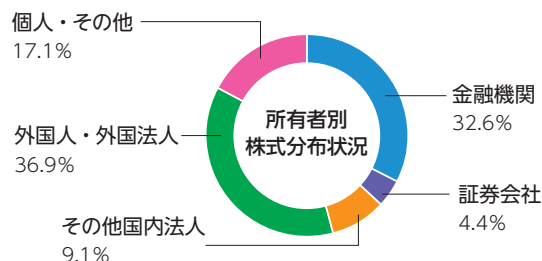
発行可能株式総数 2,700,000千株

発行済株式の総数 1,492,551千株

(注) 2025年11月28日に自己株式の消却を行ったことにより、発行済株式の総数が前期末と比べて115,846千株減少しています。

(2) 当年度末株主数 299,220 名

### (3) 大株主



株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	197,713	13.6
日本生命保険相互会社	108,975	7.5
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	75,083	5.2
トヨタ自動車株式会社	70,371	4.8
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	40,994	2.8
JP MORGAN CHASE BANK 380055	33,488	2.3
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	31,396	2.2
JP MORGAN CHASE BANK 380081	23,254	1.6
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	22,764	1.6
住友生命保険相互会社	18,887	1.3

(注) 1. 当社は自己株式38,131千株を保有していますが、上記大株主から除いています。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

### (4) 事業年度中に会社役員に対して交付した当該保険持株会社の株式

	株式の数	株式の交付を受けた者の人数
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）	13,700株	6名
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—
取締役以外の会社役員	—	—

(注) 1. 当社の株式報酬制度の概要につきましては、「会社役員に関する事項」の「会社役員に対する報酬等」に記載しています。  
2. 当社取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く。）は、当社取締役及び執行役員の職務執行の対価として本表に記載の株式を交付されましたが、上記のほか、当社の主要な子会社の取締役及び執行役員の職務執行の対価として30,995株の株式を交付されています。

## 新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数
取締役 (監査等委員であるもの 及び社外役員を除く。)	2016年度第1回株式報酬型新株予約権	
	新株予約権の割当日	2016年7月29日
	新株予約権の総数	404個 (新株予約権1個につき3株)
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式1,212株
	新株予約権の行使期間	2016年7月30日から 2046年7月29日まで
	権利行使価額(1株当たり)	1円
	権利行使についての条件	((注)2.)
	2017年度第1回株式報酬型新株予約権	
	新株予約権の割当日	2017年8月1日
	新株予約権の総数	566個 (新株予約権1個につき3株)
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式1,698株
	新株予約権の行使期間	2017年8月2日から 2047年8月1日まで
	権利行使価額(1株当たり)	1円
	権利行使についての条件	((注)2.)
	2018年度第1回株式報酬型新株予約権	
	新株予約権の割当日	2018年8月1日
	新株予約権の総数	771個 (新株予約権1個につき3株)
	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式2,313株
	新株予約権の行使期間	2018年8月2日から 2048年8月1日まで
	権利行使価額(1株当たり)	1円
権利行使についての条件	((注)2.)	
2019年度第1回株式報酬型新株予約権		
新株予約権の割当日	2019年8月1日	
新株予約権の総数	1,125個 (新株予約権1個につき3株)	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式3,375株	
新株予約権の行使期間	2019年8月2日から 2049年8月1日まで	
権利行使価額(1株当たり)	1円	
権利行使についての条件	((注)2.)	
社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—
取締役以外の会社役員	—	—

(注) 1. 本表は割当てを受けた者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込債務とを相殺することにより、付与された新株予約権になります。

2. 当社及び当社子会社である国内保険会社5社（(注)3.）の取締役、執行役員及び監査役（常勤）のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使することができます。ただし、この場合、当社及び当社子会社である国内保険会社5社の取締役、執行役員及び監査役（常勤）のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができません。
3. 三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社及び三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
4. 事業年度の末日において当社役員は、当社取締役及び執行役員の職務執行の対価として付与された新株予約権を本表に記載の個数有していますが、このほか、新株予約権発行時点において当社の主要な子会社の取締役及び執行役員の職務執行の対価として付与された新株予約権を以下の個数有しています。

・2016年7月発行新株予約権	： 5,550個	・2018年8月発行新株予約権	： 4,437個
・2017年8月発行新株予約権	： 4,297個	・2019年8月発行新株予約権	： 17,800個
5. 2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しましたので、「新株予約権1個当たりの株式数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」が調整されています。

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

該当事項はありません。

## 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 菅野 雅子 指定有限責任社員 袁輪 康喜 指定有限責任社員 石井 顕一	159	1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、経済価値ベースのソルベンシー規制への対応に関する支援業務等についての対価を支払っています。 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

- (注) 1. 当社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は1,310百万円です。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上表の金額には金融商品取引法に基づく監査等の報酬等の額を含めています。

### (2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条の規定に基づき会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合など、会計監査人を解任すること又は再任しないことが適当と判断する場合には、会社法第399条の2第3項第2号の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

#### ロ 当社の会計監査人以外の監査法人が当社の重要な子法人等の計算関係書類の監査をしている事実

当社の重要な子法人等のうち海外の子法人等については、有限責任 あずさ監査法人以外の監査法人により監査を受けています。

## 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制

### (1) 内部統制システムに関する基本方針

上記体制の整備について、当社では次のとおり定めています。

#### MS & ADインシュアランス グループ 内部統制システムに関する基本方針

MS & ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社（以下「持株会社」という。）は、グループの事業を統括する持株会社として、経営理念（ミッション）の下、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と持続的成長を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めていく。

#### 1. グループ経営管理体制

（持株会社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制）

- (1) 持株会社は、グループの全役職員が業務のあらゆる局面で重視すべき経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）を定め、持株会社およびその子会社（会社法および保険業法上の子会社をいう。本基本方針において以下「グループ会社」という。）の全役職員へ浸透させ、実践させるよう努める。持株会社は、経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が形成されているか、その実践状況を取締役に報告する。
- (2) 持株会社は、グループ全体の事業を統括し、グループ全体の企業価値を最大化する観点から、持株会社が直接出資するグループ国内保険会社および関連事業会社（以下「直接出資会社」という。）に対し、株主総会決議事項について適切な意思表示を行うなど、適切に株主権を行使する。
- (3) 持株会社は、直接出資会社との間で経営管理契約を締結し、グループ基本方針（コーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等）を定める。
- (4) 持株会社は、経営管理契約に基づき、直接出資会社に対しグループ基本方針について遵守を求めるとともに、以下の①～④に記載する内容を含めた業務の適正を確保するための体制を整備する。
  - ①直接出資会社の取締役の職務執行に係る事項の持株会社への報告に関する体制  
直接出資会社の重要事項について、持株会社の承認または持株会社への報告を求める。また、持株会社は、直接出資会社の子会社の経営管理状況等について直接出資会社に報告を求めることができる。
  - ②直接出資会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（下記2.）
  - ③直接出資会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（下記3.）
  - ④直接出資会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（下記4.）
- (5) 直接出資会社の子会社（会社法および保険業法上の子会社）については、原則として、経営管理契約に基づき、直接出資会社が適切に経営管理を行う。経営管理契約において別途定める場合は、持株会社が当該子会社の経営管理を行う。なお、海外の拠点・子会社については、体制整備の推進にあたり現地の法令や特性を考慮する。

## 2. 職務執行の効率性確保のための体制

(持株会社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- (1) 持株会社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を採用するとともに社外取締役を選任し、取締役会による「経営意思決定、監督機能」と執行役員による「業務執行機能」の分離と機能強化を図る。加えて、取締役会において実質的な議論を可能とするため監査等委員でない取締役の員数を12名以内、監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）の員数を5名以内とするとともに、執行役員への業務執行権限の委譲を進める。
- (2) 持株会社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にする。
- (3) 持株会社は、グループの経営計画を定め、持株会社およびグループ会社の全役職員にその浸透を図るとともに、その実現に向け、事業分野別の目標数値を設定し、適切な経営資源の配分を行う。また、グループ経営計画において、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を経営の重要課題として位置づける。
- (4) 持株会社は、経営基盤としてのITの重要性に鑑み、グループのITガバナンス基本方針を定め、ITガバナンス態勢を構築する。
- (5) 持株会社は、事業活動における税務の重要性に鑑み、グループの税務に関する基本方針を定め、税務ガバナンス態勢を構築する。
- (6) 持株会社の執行役員は、当社および直接出資会社の業務執行状況（業績概況を含む）を取締役に報告する。持株会社の取締役会は、報告内容を踏まえ、必要に応じて、目標の修正または経営資源の追加配分等の対応を行う。
- (7) 持株会社は、グループ経営会議を定期的で開催する。グループ経営会議には、必要に応じて、グループ国内保険会社役員も出席した上で、グループ事業戦略およびグループ国内保険会社の経営上の重要事項について協議し、意思決定の方向性を定める。

## 3. グループの法令等遵守体制

(持株会社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

- (1) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのコンプライアンス基本方針に従い、全役職員に対しコンプライアンス意識の徹底に取り組み、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行う。
- (2) 持株会社は、コンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、法令等遵守規程を定めるとともに、その実践計画としてコンプライアンス・プログラムを定め、その実施状況を監視する。また、コンプライアンス・マニュアルを定め、グループ全体の事業活動、経営環境等を勘案して必要に応じて見直しを行う。
- (3) 持株会社は、グループ全体のコンプライアンスに関する事項を統括して管理するコンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備する。また、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行うため品質向上・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じる。持株会社は、定期的にコンプライアンス推進状況を取締役に報告する。
- (4) 持株会社は、持株会社およびグループ会社の役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合の報告ルールを法令等遵守規程に定める。報告・通報を受けた持株会社のコンプライアンス統括部門は、関係部門およびグループ会社と連携のうえ、その内容を調査し、再発防止策等を策定する。
- (5) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの反社会的勢力に対する基本方針に従い、反社会的勢力排除のための体制整備（対応統括部署の整備、対応要領の整備、反社会的勢力に係るデータベース管理体制の整備、警察等外部専門機関等との連携強化等）に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求に応じない旨を全役職員に徹底する。
- (6) 持株会社は、グループの役員等の関連当事者との取引を行う場合には、グループおよび株主共同の利益を害することのないよう、競業取引や利益相反取引を取締役会で承認するなど適切に監視を行う。
- (7) 持株会社およびグループ保険会社は、持株会社が定めるグループ内取引および業務提携等に関する基本方針に従い、アームズ・レングス・ルールの遵守その他グループ内取引等の適切性を確保するための体制を整備する。
- (8) 持株会社およびグループ国内保険会社は、持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針に従い、利益相反管理のための体制を整備する。
- (9) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの外部委託管理基本方針に従い、外部委託管理のための体制を整備する。

- (10) 持株会社およびグループ会社は、組織または個人による法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、全役職員等が社内および社外の窓口に通報できるスピークアップ制度（内部通報制度）を設け、全役職員に対し制度の周知を図る。また、持株会社はグループのスピークアップ制度運用規程を定め、通報者が通報を行ったことにより不利な取扱いを行わないことを定めるとともに、制度の運用状況を取締役に報告する。
- (11) 持株会社は、グループ会社やグループ会社の役職員に対して法令に違反する行為を助言、容認または指示しない。

#### 4. 統合リスク管理体制

（持株会社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- (1) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループのリスク管理基本方針に従い、基本的な考え方を共有するとともに、各社の事情に応じて会社別のリスク管理方針を定め、適切なリスク管理を実行する。
- (2) 持株会社は、グループに内在する各種リスクを把握し統合リスク管理を適切に行うため、リスク管理部門などの組織・体制を整備する。また、ERM委員会を設置し、同委員会における協議結果（統合リスク管理(定量)確認結果を含む）に基づき、リスクの回避・削減などの必要な措置を講じる。
- (3) 持株会社は、グループ全体のリスクおよびリスク管理の状況をモニタリングするとともに、グループ全体のリスクを統合して定量化し、グループ全体に必要な資本が確保されていることを確認する。これらの状況についてERM委員会の協議・調整結果も踏まえて、取締役会に報告する。
- (4) 持株会社は、社会的使命の遂行およびステークホルダーへの責任を果たすため、持株会社が定めるグループの危機管理マニュアル及び再建計画に従い、グループ全体の危機管理態勢および事業継続態勢を構築し、危機のもたらす被害・ダメージを最小化するために必要な体制を整備する。

#### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 持株会社は、監査等委員候補の選任にあたり、監査等委員のうち最低1名は経理または財務に関して十分な知識を有する者を選任する。
- (2) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの情報開示統制基本方針に従い、財務情報その他グループに関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備する。
- (3) 持株会社は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則って、持株会社および連結子会社の経営成績ならびに財政状態の真実明瞭なる報告を行うため、経理規程を定め、経理業務に関する重要事項を規定する。
- (4) 持株会社は、公正な情報開示を担保するため、情報開示統制及び手続規程を定め、情報開示統制の有効性評価と実効性向上への対応を行うとともに、情報開示の適正性をERM委員会で検証する。
- (5) 持株会社は、ERM委員会において、金融商品取引法に準拠して実施する「財務報告に係る内部統制」の持株会社および連結子会社における整備・運用状況の評価結果について検証を行う。
- (6) 持株会社は、持株会社および連結子会社における情報開示統制の有効性および情報開示の適正性に関するERM委員会による検証結果を取締役に報告する。

#### 6. 保険数理および財務の健全性指標の計算に係る適切性を確保するための体制

持株会社およびグループ会社は、持株会社が定める保険数理および財務の健全性指標の計算に係る適切性確保に関する規程に従い、法令等に基づくソルベンシー・マージン比率（経済価値ベースのバランスシートに基づき計算されるものに限る。）の計算の適切性および財務報告に用いる経済価値ベースの保険負債の計算の適切性を確保するための体制を整備する。

#### 7. 内部監査の実効性を確保するための体制

- (1) 持株会社およびグループ国内保険会社は、持株会社が定めるグループの内部監査基本方針に従い、グループ全ての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、実効性があり、かつ効率的な内部監査を実行する。
- (2) 持株会社およびグループ国内保険会社は、内部監査部門として独立した専門組織を設置するとともに、内部監査に係る基本的事項を規定する内部監査規程ならびにリスクの種類および程度に応じた内部監査計画を定める。
- (3) 持株会社の内部監査部門は、持株会社およびグループ国内保険会社等が実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、監査対象部門における改善状況等を取締役会および監査等委員会に報告する。

## 8. 情報管理体制（取締役の職務の執行等に係る情報の保存および管理に関する体制）

- (1) 持株会社は、会社情報管理規程を定め、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書等（取締役会議事録および決裁書等の重要な文書をいい、電磁的記録を含む。）その他の会社情報を適切に保存および管理する。また、取締役は、これらの情報を常時閲覧できるものとする。
- (2) 持株会社およびグループ会社は、持株会社が定めるグループの個人情報管理基本方針および法人等のお客さま情報の取扱いに関する基本方針に従い、お客さま情報の適切な取扱いおよび安全管理措置を徹底するための体制を整備する。

## 9. 監査等委員会による監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制
  - ① 持株会社は、監査等委員会の職務を補助するための事務局（以下「監査等委員会事務局」という。）を設け専任の職員を置く。
  - ② 持株会社の取締役（監査等委員を除く）は、監査等委員会事務局の独立性に配慮し、監査等委員会事務局の組織変更、上記職員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査等委員会の同意を得るほか、上記職員の人事考課については監査等委員会と協議のうえ行う。
- (2) 監査等委員会への報告に関する体制
  - ① 持株会社の取締役（監査等委員を除く）および執行役員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
  - ② 持株会社の取締役（監査等委員を除く）および執行役員は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報の状況その他監査等委員会に報告を行う事項について、監査等委員会との協議により定める方法により、遅滞なく監査等委員会に報告する。
  - ③ 持株会社およびグループ会社の役員等は、経営上重大な法令違反、社内規定違反、不適切な行為またはこれらのおそれのある行為について、持株会社の監査等委員会に直接内部通報することができるものとする。
  - ④ 持株会社およびグループ会社は、①～③の報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (3) 内部監査部門への指揮命令に関する体制
  - ① 監査等委員会は、必要に応じて、内部監査部門に対し指示を行い、内部監査部門は当該指示に基づき内部監査・グループ会社による内部監査に対するモニタリング等を実施する。
  - ② 持株会社の内部監査部門は、監査等委員会に対し内部監査・グループ会社による内部監査に対するモニタリング等の結果を報告する。
  - ③ 持株会社の内部監査部門は、グループ内部監査基本方針、内部監査規程および内部監査計画について、取締役会の承認を得る前に、監査等委員会の同意を得る。
  - ④ 持株会社は、内部監査部門長の選解任および人事考課について、その決定前に、監査等委員会の同意を得る。
- (4) その他
  - ① 持株会社は、監査等委員が、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席できることを、関連する規程等において明記する。
  - ② 持株会社の取締役会長、取締役副会長、取締役社長および代表取締役は、監査等委員会と定期的に、持株会社が対処すべき課題、監査等委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
  - ③ 持株会社は、監査等委員からその職務の執行について会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払または償還の請求等を受けた場合には、同条に従い手続を行う。

## (2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、業務の適正を確保するための体制の運用状況について、年1回自己点検を行い、その結果を、取締役会に報告しています。

当期における運用状況の概要は以下のとおりです。

### 1. グループ経営管理体制

(持株会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

当社は、グループの目指す姿として、経営理念（ミッション）・経営ビジョン・行動指針（バリュー）（以下「M V V」といいます。）を掲げ、実現・達成のためにその浸透を図っています。当社および国内外のグループ会社を対象にM V V等に関する社員意識調査を実施し、グループ各社の企業文化・風土の形成状況および実践状況について、取締役会に報告しています。2025年度は保険料調整行為および保険会社間の情報漏えい等の諸問題を踏まえ、トップメッセージの発信等を通じ健全な企業風土の醸成に向けてあらためて全社員へのM V Vの徹底を図っており、引き続き2026年度グループ経営計画の礎となる「お客さま第一の業務運営・コンプライアンスの再徹底」に取り組んでまいります。

当社は、グループの基本方針を定め、直接出資会社と締結している経営管理契約等に基づいて、各社にグループ基本方針の遵守や重要事項の決定等に関する当社による承認や当社への報告、各社の子会社についての適切な経営管理を求めており、その状況についてモニタリングを実施しています。

### 2. 職務執行の効率性確保のための体制

(持株会社およびその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

経営から独立した社外人財の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、13名の取締役のうち半数を超える7名(女性4名)を社外取締役としています（2026年3月末時点）。社外取締役に対しては、取締役会付議資料の事前説明を実施しています。

2026年度グループ経営計画において事業ドメインごとに経営数値目標を設定し、リスク選好方針に基づく資本配賦を各事業会社に対して行うとともに、グループ経営会議において月次業績報告を行い、収支計画に対する進捗状況を確認しています。

引き続き、E R Mサイクルをグループ経営のベースとして、健全性の確保と、リスク対比リターンの向上、および資本効率の向上を目指してまいります。

### 3. グループの法令等遵守体制

(持株会社およびその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

当社およびグループ各社は、コンプライアンス意識の徹底および高い倫理観に基づいた事業活動を行うため、コンプライアンス研修の実施、不適正行為の早期発見・再発防止のための点検活動や、スピークアップ制度ほか社内外のステークホルダーの通報・苦情を受け付ける仕組みの運営など各種施策の実施に取り組んでいます。

当社は、グループのお客さま第一の業務運営の推進やコンプライアンスの徹底と企業倫理の確立を図るため、品質向上・コンプライアンス委員会を設置しています。原則として四半期に一度開催し、グループ全体および各社の品質向上諸課題やコンプライアンス態勢等についてモニタリング・協議を行い、認識した諸課題への対策など論議結果を取締役に報告しています。

なお、保険料調整行為および保険会社間の情報漏えい等の諸問題を踏まえ、あらためて法令等遵守態勢の徹底・企業倫理の浸透に向けた体制整備に取り組んでまいります。

### 4. 統合リスク管理体制

(持株会社およびその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

当社は、各種リスクを統合したリスク管理を行うため、E R M委員会およびリスク管理部等の統合リスク管理部門を設置し、「自己資本および統合リスク管理規程」を策定するなど組織・体制を整備しています。

当社の取締役会は、リスク管理担当役員から統合リスク管理(定量)確認結果、グループ重要リスク管理取組計画の進捗状況およびグループ重要リスクにかかるモニタリング指標の状況等のE R M委員会での協議結果に関する報告を定期的を受け、グループのリスクの状況およびリスク管理の取組状況を確認し、必要に応じてリスクの回避・削減等の措置を講じています。

当社は、「グループ重要リスク、グループ主要リスク、およびグループエマージングリスクの管理運営に関する基準」に基づき、グループ重要リスク管理取組計画の進捗状況、取組の有効性およびモニタリング指標の状況を半期ごとに確認し、E R M委員会等の協議・調整結果を踏まえて、リスク管理担当役員が半期ごとに取締役会に報告しています。

### 5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

E R M委員会では、定例開示および適時開示について、開示情報の適正性の確認に関する報告および意見交換を行っています。また、有価証券報告書および半期報告書作成時、E R M委員会において、基礎情報提供部、開示書類作成部および直接出資する連結対象子会社からの内部確認書に基づき、各部および各社の情報開示統制の状況を検証し、情報開示統制に重大な不備がない旨を取締役に報告しています。

#### 6. 保険数理および財務の健全性指標の計算に係る適切性を確保するための体制

当社は、経済価値ベースのソルベンシー規制（新資本規制）および I F R S の 2026 年 3 月末からの本番導入に向け、グループ保険数理機能責任者およびこれを補佐する検証担当部署を設置し、ソルベンシー・マージン比率（法定 E S R）ならびに保険負債の検証基準を制定する等の検証体制を整備しています。

#### 7. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社およびグループ国内保険会社は、グループ全ての業務活動を対象として、リスクの種類および程度に応じた内部監査計画を策定し、重要業務プロセスを横断的に検証するなど、効率的かつ実効性のある内部監査を実施しています。当社は、2025 年 6 月の監査等委員会設置会社移行に伴い、2025 年 8 月に組織監査体制の実効性向上を目的としてグループ内部監査体制を変更し、当社の内部監査部の統括機能を強化するとともに、グループ国内保険会社の内部監査態勢および内部管理態勢について、モニタリング等を通じて検証し、改善を促進する体制を整備しています。また、各社の状況を、年 1 回取締役会に報告しています。

#### 8. 情報管理体制

（取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制）

当社は、株主総会、取締役会、グループ経営会議等に関する議事録、取締役会資料等について、適切に管理されていることを確認しています。

#### 9. 監査等委員会による監査の実効性を確保するための体制

（1）監査等委員の職務を補助すべき職員に関する事項

監査等委員会事務局に、職員を 4 名配置し、監査等委員会の同意を得たうえで、人事異動を行っています。

（2）監査等委員への報告に関する体制

取締役および執行役員が監査等委員への報告義務の重要性を認識して職務を執行しています。また、当社およびグループ会社の役職員が、当社の監査等委員会に直接内部通報できる形でスピークアップ制度を運用するとともに、グループのスピークアップ制度における通報状況は監査等委員会へ定期的に報告されていることを確認しています。

（3）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、課題別委員会等の重要な会議に出席しています。

また、取締役会長、取締役副会長、取締役社長および代表取締役は、定期的に監査等委員との意見交換会を実施しています。

## 特定完全子会社に関する事項

（単位：百万円）

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	645,675
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目 28 番 1 号	510,643

（注）当事業年度末日における当社の総資産額は、1,752,747 百万円です。

## 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

## その他

該当事項はありません。

# [連結計算書類]

2025年度 (2026年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金及び預貯金	1,920,411	保険契約準備金	20,609,647
コーポレート	30,000	支払備金	3,620,722
買現先勘定	241,767	責任準備金等	16,988,925
買入金銭債権	345,541	社 債	998,406
金銭の信託	2,983,287	その他の負債	1,595,787
有価証券	19,769,551	退職給付に係る負債	118,780
貸付金	795,544	役員退職慰労引当金	34
有形固定資産	447,859	賞与引当金	54,995
土地	203,428	株式給付引当金	1,677
建物	164,950	特別法上の準備金	249,125
リース資産	42,708	価格変動準備金	249,125
建設仮勘定	1,534	繰延税金負債	183,486
その他の有形固定資産	35,237	支払承諾	3,733
無形固定資産	453,736	負債の部合計	23,815,675
ソフトウェア	158,215	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	126,666	資 本 金	101,367
リース資産	63	資本剰余金	203,026
その他の無形固定資産	168,790	利益剰余金	2,485,352
その他の資産	1,434,247	自己株式	△ 150,623
退職給付に係る資産	186,628	株主資本合計	2,639,123
繰延税金資産	38,598	その他有価証券評価差額金	1,643,559
支払承諾見返	3,733	繰延ヘッジ損益	△ 35,927
貸倒引当金	△ 10,091	為替換算調整勘定	504,536
		退職給付に係る調整累計額	90,105
		在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	△ 72,374
		その他の包括利益累計額合計	2,129,900
		新株予約権	192
		非支配株主持分	55,925
		純資産の部合計	4,825,140
資産の部合計	28,640,815	負債及び純資産の部合計	28,640,815

2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	7,653,030
保険引受収益	5,762,541
正味収入保険料	5,004,799
収入積立保険料	26,297
積立保険料等運用益	31,936
生命保険料	657,261
その他保険引受収益	42,246
資産運用収益	1,813,022
利息及び配当金収入	549,193
金銭の信託運用益	275,114
売買目的有価証券運用益	79,343
有価証券売却益	615,680
有価証券償還益	3,187
特別勘定資産運用益	122,441
その他運用収益	199,999
積立保険料等運用益振替	△ 31,936
その他経常収益	77,466
持分法による投資利益	36,805
その他の経常収益	40,660
経常費用	6,532,800
保険引受費用	5,231,944
正味支払保険金	2,430,599
損害調査費	291,913
諸手数料及び集金費	916,430
満期返戻金	132,564
契約者配当金	64
生命保険金等	457,198
支払備金繰入額	280,540
責任準備金等繰入額	718,580
その他保険引受費用	4,052
資産運用費用	370,700
金銭の信託運用損	75,325
有価証券売却損	227,851
有価証券評価損	5,104
有価証券償還損	303
金融派生商品費用	37,240
その他運用費用	24,875
営業費及び一般管理費	872,531
その他経常費用	57,624
支払利息	15,539
貸倒引当金繰入額	1,299
貸倒損失	420
その他の経常費用	40,365
経常利益	1,120,230

科 目	金 額
特別利益	31,421
固定資産処分益	2,419
関係会社株式売却益	26,395
特別法上の準備金戻入額	2,606
価格変動準備金	2,606
特別損失	99,408
固定資産処分損失	4,665
減損損失	33,703
その他特別損失	61,040
税金等調整前当期純利益	1,052,242
法人税及び住民税等	231,828
法人税等調整額	28,548
法人税等合計	260,377
当期純利益	791,864
非支配株主に帰属する当期純利益	4,525
親会社株主に帰属する当期純利益	787,339

## 2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	101,367	345,130	2,135,307	△ 285,533	2,296,271
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 225,191		△ 225,191
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			787,339		787,339
自 己 株 式 の 取 得				△ 221,499	△ 221,499
自 己 株 式 の 処 分		△ 295		2,692	2,396
自 己 株 式 の 消 却		△ 141,615	△ 212,102	353,717	-
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△ 192			△ 192
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△ 142,103	350,045	134,910	342,852
当 期 末 残 高	101,367	203,026	2,485,352	△ 150,623	2,639,123

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	在 外 子 会 社 等 に 係 る 保 険 契 約 準 備 金 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	1,392,499	△ 28,389	406,348	20,118	△ 86,497	1,704,079	266	52,217	4,052,835
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当									△225,191
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益									787,339
自 己 株 式 の 取 得									△221,499
自 己 株 式 の 処 分									2,396
自 己 株 式 の 消 却									-
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動									△ 192
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	251,060	△ 7,537	98,188	69,987	14,122	425,820	△ 73	3,707	429,453
当 期 変 動 額 合 計	251,060	△ 7,537	98,188	69,987	14,122	425,820	△ 73	3,707	772,305
当 期 末 残 高	1,643,559	△ 35,927	504,536	90,105	△ 72,374	2,129,900	192	55,925	4,825,140

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

当社の連結計算書類は会社計算規則及び同規則第118条の規定に基づき保険業法施行規則に準拠して作成しております。なお、子会社、関連会社などの定義は、会社計算規則第2条に基づいております。

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 99社  
主な会社名 三井住友海上火災保険株式会社  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
三井住友海上あいおい生命保険株式会社  
三井住友海上プライマリー生命保険株式会社  
MSIG Holdings (U.S.A.), Inc.  
MS Amlin Corporate Member Limited  
MS Amlin Underwriting Limited  
MS Amlin AG  
MSIG Europe SE  
MS First Capital Insurance Limited  
MSIG Mingtai Insurance Co.,Ltd.  
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.

#### 連結の範囲の変更

PT. MSIG Sharia Life Insurance Indonesia他2社を設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。MSIG Insurance Europe AG他6社は合併による消滅等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

### (2) 非連結子会社

主な会社名 MS & ADグランアシスタンス株式会社  
MS & ADシステムズ株式会社

非連結子会社とした会社等は、その総資産、経常収益、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社等であります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 13社  
主な会社名 三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
BOCOM MSIG Life Insurance Company Limited (交銀人壽保險有限公司)

#### 持分法適用の範囲の変更

Symphony Partners LLCは新規設立により関連会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。Challenger Limitedは株式の売却により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 (MS & ADグランアシスタンス株式会社、全管協れいわ損害保険株式会社他) については、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

- (3) 連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を通じて日本地震再保険株式会社の議決権の29.9%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されるため、関連会社としておりません。

- (4) 連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社は、当連結会計年度において、W.R. Berkley Corporation (以下、「WRB」という。)の創業家 (以下、「ファミリー」という。)と協力関係協定を結んでおります。この取決めにに基づき、三井住友海上火災保険株式会社とファミリーは戦略的な関係を構築し、当連結会計年度において、両者の継続的な協力のためのプラットフォームとなるSymphony Partners LLCを設立するとともに、三井住友海上火災保険株式会社はWRBの発行済普通株式を取得しております。また、三井住友海上火災保険株式会社が取得したWRB株式の議決権行使については、三井住友海上火災保険株式会社とファミリーそれぞれの持分にかかる議決権行使を揃える観点から、この取決めのもとで管理を行っております。

これらの取決めの主要な目的の1つは、WRB株式の議決権を共同で行使することであり、それによって、三井住友海上火災保険株式会社はファミリーとともにWRBに対して重要な影響力を行使します。取決めに関する資産であるWRB株式会社には持分法を適用しており、三井住友海上火災保険株式会社が権利を有している部分をその他有価証券に含めております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社90社の事業年度の末日は12月31日ですが、連結会計年度の末日との差異が3ヵ月を超えていないため、本連結計算書類の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

なお、連結会計年度の末日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券（保険業法施行規則上の「現金及び預貯金」又は「買入金銭債権」に区分されるものを含む。）の評価基準及び評価方法

① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。ただし、一部の在外連結子会社の売却原価の算定は先入先出法に基づいております。

② 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

③ 持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

④ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成12年11月16日）に基づく責任準備金対応債券及び責任準備金対応の金銭の信託において信託財産として運用されている債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

なお、責任準備金対応債券及び責任準備金対応の金銭の信託に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

連結子会社である三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、一定の要件を満たす「個人保険」に保険種類や資産運用方針等により小区分を設定し、各小区分の特性を踏まえた資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、小区分別に運用されている責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

連結子会社である三井住友海上プライマリー生命保険株式会社は、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、一定の要件を満たす「個人保険・個人年金保険」を通貨別に小区分として設定し、各小区分の特性を踏まえた資産運用方針と資金配分計画を策定しております。また、小区分別に運用されている責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションが一定幅の中で一致していることを定期的に検証しております。

⑤ その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、原則として時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。ただし、一部の連結子会社が保有する外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。

また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社が保有するWRB株式は、その他有価証券に分類しておりますが、当該株式には持分法を適用しております。「2 持分法の適用に関する事項 (4)」を参照ください。

⑥ その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

また、運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応のいずれにも該当しない単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

#### (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

#### (3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間に基づく定額法によっております。

#### (4) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

その他の国内連結子会社は、国内保険連結子会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。

在外連結子会社は、主に対象となる債権について予想信用損失を見積ることにより計上しております。

##### ② 役員退職慰労引当金

連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社及び三井住友海上あいおい生命保険株式会社は、役員及び執行役員の退職慰労金（年金を含む。）の支出に備えるため、当該退職慰労金の制度を廃止した2005年3月末までの在任期間中の職務遂行に係る対価相当額を計上しております。

##### ③ 賞与引当金

従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。

##### ④ 株式給付引当金

従業員向け株式報酬制度における株式交付基準に基づく当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を基準に計上しております。

##### ⑤ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

#### (5) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年～11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### (6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

#### (7) 重要なヘッジ会計の方法

一部の国内保険連結子会社は、株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引については時価ヘッジを適用しております。外貨建資産等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する取引のうち、通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用し、通貨オプション取引の一部については時価ヘッジを適用し、為替予約取引の一部については繰延ヘッジ、時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。外貨建株式（予定取引）に係る株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引及び為替変動リスクをヘッジする目的で預け入れる担保金については、繰延ヘッジを適用しております。三井住友海上火災保険株式会社が発行する外貨建社債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する通貨スワップ取引については、振当処理を適用しております。貸付金、債券及び借入金に係る金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的で実施する金利通貨スワップ取引については、金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）を適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすもの及び金利通貨スワップの一体処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

#### (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### ① 保険契約に関する会計処理

国内保険連結子会社における保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。在外保険連結子会社については、「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第18号 2019年6月28日)に基づき、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して会計処理しております。

##### ② 消費税等の会計処理

当社及び主な国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内損害保険連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

##### ③ グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

#### 5. のれんの償却に関する事項

のれんについては、10~20年間で均等償却を行っております。ただし、少額のものについては発生年度に一括償却しております。

#### 6. 会計上の見積りに関する事項

##### (1) のれんの減損

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「のれん」に126,666百万円計上しております。

また、当連結会計年度の連結貸借対照表の「有価証券」に持分法適用会社に関するのれんが280,390百万円含まれております。なお、WRB株式の取得により発生したのれんの当期末残高は254,648百万円であります。当連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため暫定的に算定された金額であり、取得原価の配分の結果により変更となる可能性があります。

##### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

###### イ 算出方法

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったのれんを含む資産グループについては、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、減損処理を行います。具体的には、「固定資産の減損に係る会計基準」(企業会計審議会 平成14年8月9日)に従い、のれんを含む資産グループが使用されている事業の継続した赤字や経営環境の著しい悪化等の減損の兆候を把握し、減損の兆候がある場合には当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって減損の認識要否を判定します。減損の認識が必要な資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額は関連する事業の事業計画を基礎として見積もっております。回収可能価額は、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値であることから、減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。

###### ロ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業環境の変化に伴い収益性が低下し将来キャッシュ・フローの見積額が大幅に減少した場合には、減損損失が発生する可能性があります。

##### (2) 支払備金

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表の「支払備金」に3,620,722百万円計上しております。なお、損害保険事業に係る支払備金が重要な割合を占めております。

##### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

国内保険連結子会社は、保険業法第117条、同施行規則第72条及び第73条の規定に基づき、保険契約に基づいて支払義務が発生した又は発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積もり、支払備金として積み立てております。在外保険連結子会社においても同様に金額を見積もり、支払備金として積み立てております。

## イ 算出方法

支払事由の発生があった保険契約については、支払事由の報告内容、保険契約の内容及び損害調査内容等に基づき個別に支払見込額を計上しております。

保険契約に規定する支払事由が既に発生しているものの、まだ支払事由の発生を受けていないものについては、過去の支払実績等を勘案して算出した最終損害見積額等に基づき計上しております。

## ロ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

損害調査の進展、裁判等の結果、インフレーションや為替相場の変動などにより、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性があります。

## 7. 追加情報

### (従業員向け株式報酬制度)

当社は、連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社及び三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下、「参加会社」という。）の従業員向け株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、参加会社の従業員（以下、「従業員」という。）のうち一定の要件を充足する者に対して、当社が設定した株式交付信託を通じて当社株式を交付する仕組みであります。従業員に交付される当社株式の数は、従業員区分に基づく区分や当社グループの業績等に応じて付与されるポイント数によって定まります。信託は、参加会社から当社を介して拠出された資金を基に、交付が見込まれる相当数の当社株式を株式市場から一括して取得しております。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は2,418百万円、株式数は1,781千株であります。

### (在外連結子会社の業績連動型株式報酬制度)

一部の在外連結子会社は、一定の要件を充足する役職員に対して業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、一定期間の平均業績に応じて給付株式数を決定し、当社株式又は当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付する仕組みであります。

将来の給付に備え、本制度を導入した子会社が金銭を拠出することにより設定した信託が、当社株式を株式市場から取得しております。

#### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は1,864百万円、株式数は1,699千株であります。

### (連結貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は446,907百万円、圧縮記帳額は9,980百万円であります。

2. 非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。

有価証券（株式）	44,955 百万円
有価証券（外国証券）	350,269 百万円
有価証券（その他の証券）	35,099 百万円

3. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額は以下のとおりであります。

#### (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は4百万円であります。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

#### (2) 危険債権額に該当するものはありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

- (3) 三月以上延滞債権額は68百万円であります。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- (4) 貸付条件緩和債権額は44百万円であります。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸付条件緩和債権額の合計額は116百万円であります。
4. 担保に供している資産は有価証券948,352百万円、現金及び預貯金33,660百万円及び金銭の信託3,293百万円であります。これは、その他負債に計上した売現先勘定233,730百万円に係る担保のほか、海外営業のための供託資産及び日本銀行当座預金決済の即時グロス決済制度のために差し入れている有価証券等であります。
5. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが461,894百万円含まれております。
6. 現先取引により受け入れているコマーシャルペーパー及び再保険取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものはコマーシャルペーパー241,767百万円及び有価証券5,212百万円であり、全て自己保有しております。
7. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産及び負債の額はともに1,204,769百万円であります。
8. 三井住友海上火災保険株式会社は、リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当連結会計年度末時点における当該保証対象取引の現在価値の合計額は△8,794百万円ですが、担保等を考慮した場合の実質保証額がないため、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。
9. 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は5,348百万円であります。
10. 金融商品に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
- 当社グループは、資産運用収益の安定性、保有資産の安全性及び十分な流動性を確保することに留意し、財務の健全性を維持し、適切なリスク管理のもとで時価純資産の持続的な拡大を目指しております。これを達成するために、ALM（資産・負債の総合管理）等により、適切な管理を行っております。また、経営判断に基づき、市場リスク、信用リスク等の資産運用に関するリスクを取得しており、グループ及び各社のリスク管理方針に従ってリスク管理を行っております。
- また、当社グループの流入資金は、保険営業収支と資産運用収支を源泉としており、自然災害や金融市場動向等の外部環境変化によって大きな影響を受けます。様々な環境下における資金効率の向上や財務基盤の強化を図るため、必要に応じて社債や短期社債の発行等により資金調達を行います。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
- 当社グループが保有する金融資産は、主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券であり、その他に貸付金等があります。これらは、金利、株価、為替等の変動による市場リスク、有価証券の発行体や貸付金の相手先の信用リスク、市場の混乱等により著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスク等を有しております。
- 当社グループでは、金利、株価、為替の変動によるリスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、金利オプション取引、債券先物取引、債券オプション取引、株価指数先物取引、株式先渡取引、為替予約取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び金利通貨スワップ取引等を利用しております。また、取引に係るリスクに留意した上で運用収益を獲得する目的で、上記デリバティブ取引のほか、クレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引及び自然災害デリバティブ取引等を利用しております。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」を参照ください。

デリバティブ取引は、取引の対象物の市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）や、取引先の倒産等による契約不履行に係るリスク（信用リスク）及び市場流動性リスク等を有しております。当社グループが利用しているデリバティブ取引も同様に、これらのリスクを有しております。ただし、ヘッジ目的のものは、現物資産と逆の価格変動をすることから、市場リスクは減殺されております。また、契約不履行に係る信用リスクを回避するため、デリバティブ取引先の大半は、信用度の高い金融機関に限定し、かつその中で取引を分散させるとともに、C S A（クレジット・サポート・アネックス）契約に基づく担保を取得しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、リスク管理に関する基本方針及びリスクの定義と管理手法を規定した資産運用リスクに関する規程等を取締役会等で定め、これらの方針・規程等に基づき、リスク管理を行っております。主な国内保険連結子会社では、日常における管理の中で、リスク管理部門は、取引執行部門及び事務部門から独立し、組織的な牽制が行える体制を整備しております。また、リスク管理部門は、資産・負債のポジションに基づき、市場リスクや信用リスク等のV a R（バリュー・アット・リスク）計測、リスクリミット管理等を行うことによりリスクを把握・分析・管理する体制を整備し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

イ 市場リスクの管理

当社グループは、市場リスク管理に係る規程等に従い、運用資産等の特性に応じたリスク管理を行う体制を整備し運営しております。主な国内保険連結子会社では、上記V a R計測によるリスク量のモニタリングのほか、V a R計測で捕捉出来ない潜在的なリスクの把握、金利・株価・為替変動に対する感応度分析、ポートフォリオの偏在・脆弱性の把握等を実施しております。

ロ 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスク管理に係る規程等に従い、与信管理体制を整備し運営しております。主な国内保険連結子会社では、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティ・リスクに関して、執行部門及びリスク管理部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。また、三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び三井住友海上プライマリー生命保険株式会社では、貸付金について、執行部門及びリスク管理部門において、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、社内格付、保証や担保の設定、問題債権への対応等の与信管理体制を整備しております。

ハ 流動性リスクの管理

当社グループは、流動性リスク管理に係る規程等に従い、資金繰りリスク、市場流動性リスクの管理体制を整備し運営しております。資金繰りの状況をその資金逼迫度に応じて平常時、危機時等に区分し、それぞれの区分に応じて流動性に最大限配慮した資金管理・運営を行っており、様々な環境下においても十分な流動性を確保・維持するため、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。また、巨大災害や金融市場の混乱による市場流動性の低下等の不測の事態発生に備えて、現預金及び国債を始めとする流動性の高い有価証券を十分に保有しており、その総額を定期的にモニタリングすることにより流動性リスク管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表に含めておりません（(注)3参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	－	327,975	1,127	329,103
金銭の信託	－	1,747,128	1,236,159	2,983,287
有価証券				
売買目的有価証券				
公社債	56,864	2,764	－	59,628
株式	1,208	－	－	1,208
外国証券	647,176	771,498	140,799	1,559,474
その他	12,185	1,192,919	－	1,205,105
その他有価証券				
公社債	1,902,934	1,299,868	－	3,202,802
株式	2,313,003	－	－	2,313,003
外国証券	1,540,508	3,952,068	533,548	6,026,125
その他	68,214	167,034	20,073	255,322
デリバティブ取引（*1）				
通貨関連	－	15,300	－	15,300
金利関連	115	19,303	－	19,418
株式関連	1,101	－	－	1,101
債券関連	3,547	2,228	－	5,775
信用関連	－	860	－	860
その他	－	－	367	367
資産計	6,546,859	9,498,950	1,932,076	17,977,886
デリバティブ取引（*1）				
通貨関連	－	37,087	－	37,087
金利関連	28	30,234	－	30,262
債券関連	2,461	3,244	－	5,706
信用関連	－	4,406	－	4,406
その他	－	－	725	725
負債計	2,489	74,973	725	78,188

（\*1）デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は資産3,244百万円、負債20,400百万円であります。

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金、コールローン並びに買現先勘定は、短期間（１年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

区分	時価（百万円）				連結貸借対照表計上額（百万円）	差額（百万円）
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権	－	16,437	－	16,437	16,437	－
有価証券						
満期保有目的の債券						
公社債	962,747	84,786	－	1,047,534	1,293,483	△245,949
外国証券	－	3,346	－	3,346	3,291	55
責任準備金対応債券						
公社債	908,818	83,837	－	992,655	1,943,426	△950,770
外国証券	42,422	457,969	－	500,391	511,443	△11,051
その他有価証券						
外国証券（*1）	622,887	－	－	622,887	686,946	△64,059
関連会社株式	190,100	6,993	－	197,093	38,597	158,496
貸付金					795,544	
貸倒引当金（*2）					△200	
	－	107,030	665,011	772,041	795,343	△23,301
資産計	2,726,976	760,402	665,011	4,152,389	5,288,971	△1,136,581
社債	－	616,346	356,391	972,738	998,406	△25,668
負債計	－	616,346	356,391	972,738	998,406	△25,668

（\*1）連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社が保有するWRB株式が含まれております。「2. 持分法の適用に関する事項（4）」を参照ください。

（\*2）貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

買入金銭債権

コマーシャルペーパーについては、取引金融機関から提示された価格によっております。また一部、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。コマーシャルペーパー以外の買入金銭債権は取引金融機関から提示された価格等によっております。

これらは主にレベル2に分類しております。

金銭の信託

金銭の信託については、信託銀行から提示された価格によっており、信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2又はレベル3に分類しております。

有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しており、主に上場株式、国債、上場投資信託がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2に分類しており、主に地方債、社債がこれに含まれます。

非上場投資信託については、委託会社から提示された基準価額等によっており、主に信託財産の構成物のレベルに基づきレベル2又はレベル3に分類しております。

貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸付金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、一部の貸付金は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

これらは主にレベル3に分類しておりますが、観察できないインプットの影響が重要な一部の貸付金はレベル2に分類しております。

## 負債

### 社債

日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格に基づいて算定しており、日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値はレベル2に分類し、取引金融機関から提示された価格はレベル3に分類しております。

### デリバティブ取引

市場取引については、取引所における最終の価格をもって時価としております。市場取引以外の取引については、取引金融機関から提示された価格、又は金利、為替レート、ボラティリティ等のインプットを用いて評価モデルにより算出した価額等によっております。

市場取引については主にレベル1に分類し、市場取引以外の取引のうち重要な観察できないインプットを使用している場合はレベル3に分類し、それ以外の場合はレベル2に分類しております。

(注) 2. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

レベル3の時価は、第三者から入手した価格を調整せずに使用しているものが大半を占めていることから、時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報等の注記を省略しております。

### (1) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

区分	期首残高 (百万円)	当期の損益に計上 (百万円) (* 1)	その他の包括利益に計上 (百万円)	購入・発行 売却・決済 による 変動額 (百万円)	レベル3 の時価への振替 (百万円) (* 2) (* 3)	期末残高 (百万円)	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益 (百万円) (* 1)
買入金銭債権	1,482	0	△21	△333	—	1,127	—
金銭の信託	970,017	123,498	388	142,254	—	1,236,159	47,474
有価証券							
売買目的有価証券	140,202	5,876	2,493	△7,772	—	140,799	△2,890
其他有価証券	484,534	24,160	49,144	△6,625	2,409	553,622	—
資産計	1,596,236	153,534	52,005	127,523	2,409	1,931,708	44,584
デリバティブ取引 (* 4)	506	241	—	△1,106	—	△357	△463

(\* 1) 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(\* 2) レベル間の振替は各四半期の末日に行っております。

(\* 3) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、外国社債について観察可能なインプットが利用できなくなったことによるものであります。

(\* 4) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務及び利益・損失は純額で表示しており、合計で正味の債務・損失となる項目については、△で表示しております。

(2) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは、金融商品の取引を行う部署から独立した部署において時価の算定に関する方針及び手続を定め、時価を算定しております。算定された時価については、算定に用いた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。また、第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においても、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(注) 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項の「有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等 (* 1)	486,852
組合出資金等 (* 2)	182,839
合計	669,691

(\* 1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象としておりません。

(\* 2) 組合出資金等は、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象としておりません。

11. 賃貸等不動産に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度末の時価 (百万円)
82,219	135,793

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

12. 1株当たりの純資産額は3,286円85銭であります。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額は新株予約権192百万円及び非支配株主持分55,925百万円であり、普通株式の期末株式数は1,450,939千株であります。

13. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結損益計算書関係)

1. 生命保険料は、保険料収入から解約等の返戻金（以下、「解約返戻金等」という。）及び支払再保険料を控除して表示しており、その内訳は次のとおりであります。

保険料収入	1,785,416百万円
解約返戻金等及び支払再保険料	△1,128,154百万円
生命保険料	657,261百万円

2. その他保険引受収益には、外貨建再保険取引に関する為替リスクの軽減を目的としたデリバティブ取引に係る金融派生商品収益8,394百万円を含んでおります。

3. その他運用収益には、為替差益188,762百万円を含んでおります。

4. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	982,067百万円
給与	362,588百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

5. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所等		減損損失（百万円）	
				内 訳	
賃貸不動産	土地及び建物	広島県内に保有する賃貸用ビルなど2物件	531	土地	141
				建物	390
遊休不動産及び売却予定不動産	土地及び建物	千葉県内に保有する事務所など15物件	28,896	土地	7,343
				建物	21,553
—	建物及びソフトウェア等	在外連結子会社が保有する建物及びソフトウェア等	4,274	建物	1,160
				その他の有形固定資産	40
				ソフトウェア	3,073

保険事業等の用に供している不動産等については各社ごとにグルーピングし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については個別の物件ごとにグルーピングしております。

賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産については、売却予定となったこと等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等を基に算出しております。

在外連結子会社が保有する建物及びソフトウェア等については、投資額の回収が見込まれなくなったことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

6. その他特別損失の内訳は次のとおりであります。

国内損害保険株式会社の合併関連費用	42,529百万円
在外連結子会社の清算関連費用	9,840百万円
欧州大陸事業の再編関連費用	5,768百万円
関係会社株式売却損	2,901百万円

7. 法人税及び住民税等には、国際最低課税額に対する法人税等△1,595百万円を含んでおります。

8. 1株当たりの当期純利益金額は528円87銭、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は528円80銭であります。算定上の基礎である親会社株主に帰属する当期純利益金額は787,339百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は1,488,714千株、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いた普通株式増加数は178千株であります。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,608,398	－	115,846	1,492,551
合計	1,608,398	－	115,846	1,492,551
自己株式				
普通株式	97,131	61,134	116,654	41,612
合計	97,131	61,134	116,654	41,612

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少115,846千株は、自己株式の消却による減少であります。  
 2. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数には、株式報酬制度により設定された信託が保有する当社株式がそれぞれ3,601千株、3,481千株含まれております。  
 3. 普通株式の自己株式の株式数の増加61,134千株は、市場買付による増加60,671千株、株式報酬制度により設定された信託の買付による増加450千株、単元未満株式の買取りによる増加12千株であります。  
 4. 普通株式の自己株式の株式数の減少116,654千株は、自己株式の消却による減少115,846千株、株式報酬制度により設定された信託からの売却による減少571千株、譲渡制限付株式の割当てによる減少169千株、新株予約権の権利行使による減少66千株、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	192
合計		192

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	109,827	72.5	2025年3月31日	2025年6月24日
2025年11月19日 取締役会	普通株式	115,627	77.5	2025年9月30日	2025年12月4日

- (注) 1. 2025年6月23日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式報酬制度により設定された信託が保有する当社株式に対する配当金261百万円を含んでおります。  
 2. 2025年11月19日取締役会の決議による配当金の総額には、株式報酬制度により設定された信託が保有する当社株式に対する配当金269百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月22日 定時株主総会	普通株式	119,989	利益剰余金	82.5	2026年3月31日	2026年6月23日

- (注) 2026年6月22日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式報酬制度により設定された信託が保有する当社株式に対する配当金287百万円を含んでおります。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

# [計算書類]

## 2025年度 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	51,526	流動負債	26,486
現金及び預金	32,505	未払金	4,657
関係会社預け金	17,891	未払費用	843
前払費用	40	未払法人税等	17,738
その他	1,088	未払消費税等	217
固定資産	1,701,220	預り金	17
有形固定資産	158	賞与引当金	872
建物	132	その他	2,139
工具、器具及び備品	26	固定負債	321,151
無形固定資産	342	社債	299,900
ソフトウェア	342	資産除去債務	245
投資その他の資産	1,700,719	繰延税金負債	19,945
投資有価証券	209,305	その他	1,060
関係会社株式	1,425,548	負債合計	347,638
関係会社出資金	65,864	<b>(純資産の部)</b>	
その他	1	株主資本	1,356,315
		資本金	101,367
		資本剰余金	730,622
		資本準備金	730,622
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	673,084
		その他利益剰余金	673,084
		繰越利益剰余金	673,084
		自己株式	△ 148,759
		評価・換算差額等	48,601
		その他有価証券評価差額金	48,601
		新株予約権	192
		純資産合計	1,405,109
資産合計	1,752,747	負債純資産合計	1,752,747

## 2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
営	業 収 益		
	関係会社受取配当金	411,925	
	関係会社受入手数料	267	412,193
営	業 費 用		
	販売費及び一般管理費	18,271	18,271
	営 業 利 益		393,921
営	業 外 収 益		
	受取配当金	15,679	
	未払配当金除斥益	119	
	その他の	181	15,980
営	業 外 費 用		
	社債利息	4,246	
	その他の	325	4,572
	経 常 利 益		405,330
特	別 利 益		
	関係会社株式売却益	51,411	51,411
特	別 損 失		
	子会社合併関連費用	911	911
	税引前当期純利益		455,830
	法人税、住民税及び事業税	17,813	
	国際最低課税額に対する法人税等	△ 1,595	
	法人税等調整額	△ 1,187	15,029
	当 期 純 利 益		440,800

## 2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	101,367	730,622	141,711	872,334	669,841	669,841	△ 283,140	1,360,403
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△ 225,455	△ 225,455		△ 225,455
当 期 純 利 益					440,800	440,800		440,800
自 己 株 式 の 取 得							△ 220,044	△ 220,044
自 己 株 式 の 処 分			△ 96	△ 96			708	612
自 己 株 式 の 消 却			△ 141,615	△ 141,615	△ 212,102	△ 212,102	353,717	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 141,711	△ 141,711	3,243	3,243	134,381	△ 4,087
当 期 末 残 高	101,367	730,622	0	730,622	673,084	673,084	△ 148,759	1,356,315

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	16,393	16,393	266	1,377,062
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 225,455
当 期 純 利 益				440,800
自 己 株 式 の 取 得				△ 220,044
自 己 株 式 の 処 分				612
自 己 株 式 の 消 却				—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	32,208	32,208	△ 73	32,134
当 期 変 動 額 合 計	32,208	32,208	△ 73	28,046
当 期 末 残 高	48,601	48,601	192	1,405,109

## 個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
  - (2) その他有価証券（市場価格のない株式等を除く。）の評価は、時価法によっております。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
  - (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
  - (4) デリバティブの評価は、時価法によっております。
  
2. 有形固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～38年
器具及び備品	2～17年
  
3. 無形固定資産の減価償却の方法  
自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
  
4. 引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当事業年度末における支給見込額を基準に計上しております。
  
5. ヘッジ会計の方法  
外貨建資産等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引については、繰延ヘッジ又は振当処理を適用しております。なお、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。
  
6. 追加情報  
(従業員向け株式報酬制度)  
当社は、子会社である三井住友海上火災保険株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社及び三井住友海上プライマリー生命保険株式会社（以下、「参加会社」という。）の従業員向け株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。
  - (1) 取引の概要  
本制度は、参加会社の従業員（以下、「従業員」という。）のうち一定の要件を充足する者に対して、当社が設定した株式交付信託を通じて当社株式を交付する仕組みであります。従業員に交付される当社株式の数は、従業員区分に基づく区分や当社グループの業績等に応じて付与されるポイント数によって定まります。信託は、参加会社から当社を介して拠出された資金を基に、交付が見込まれる相当数の当社株式を株式市場から一括して取得しております。
  - (2) 信託に残存する自社の株式  
信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末の当該自己株式の帳簿価額は2,418百万円、株式数は1,781千株であります。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	690百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	18,201百万円
短期金銭債務	2,800百万円
長期金銭債務	222,324百万円

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	412,193百万円
営業費用	1,176百万円
営業取引以外の取引による取引高	3,345百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	39,912,798株
------	-------------

<税効果会計に関する注記>

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	6,288百万円
ソフトウェア	1,791百万円
税務上の繰越欠損金	940百万円
その他	1,091百万円

繰延税金資産小計 10,112百万円

    税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △ 940百万円

    将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △ 6,768百万円

評価性引当額小計 △ 7,708百万円

繰延税金資産合計 2,403百万円

繰延税金負債

    その他有価証券評価差額金 △ 22,349百万円

繰延税金負債合計 △ 22,349百万円

繰延税金負債の純額 △ 19,945百万円

2. 法人税及び地方法人税並びにこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税並びにこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示を行っております。

<関連当事者との取引に関する注記>

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	三井住友海上 あいおい生命 保険株式会社	所有 直接 100.0%	経営管理等	社債の発行 (注)	—	社債	214,900

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 社債の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額	967円14銭
1株当たり当期純利益	295円76銭

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 雅 子  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 石 井 顕 一  
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅野 雅子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑輪 康喜  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 顕一  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監査等委員会監査報告

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役員・従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役員・従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。なお、事業報告に記載のとおり、三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、保険代理店と保険会社間で発生した情報漏えい事案、企業保険分野における保険料調整行為事案に関して、業務改善計画に基づき、改善に取り組んでいます。当社は、社会やお客さまからの信頼を回復すべく、経営管理態勢の強化、ガバナンスの発揮、グループ全体におけるコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。監査等委員会としては、グループガバナンス強化の観点から、引き続きこの取り組みを監視・検証いたします。

##### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員	國井 泰成
監査等委員	村山 由香里
監査等委員	川津 英樹

(注1) 監査等委員 國井 泰成及び村山 由香里は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2) 当社は、2025年6月23日開催の第17期定時株主総会の決議により、2025年6月23日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2025年4月1日から2025年6月22日までの状況につきましては、当社監査役会から引き継いだ内容に基づいております。